

令和3年度

強くしなやかな食品産業づくり補助金  
経済循環拡大支援事業  
地消地産化モデル創出支援

【公募要領】

(公募開始) 令和3年4月21日(水)

(締め切り) 令和3年5月17日(月) 必着

(受付時間)

9:30~17:00 月~金曜日(祝祭日を除く)

(提出方法)

郵送、電子メール、持参

(受付先・問い合わせ先)

島根県しまねブランド推進課 食品産業支援第二グループ

690-8501 島根県松江市殿町1番地

電話: 0852-22-6398

E-mail: tenjikai1@pref.shimane.lg.jp

本公募要領は、島根県しまねブランド推進課ホームページからダウンロードできます。

島根県しまねブランド推進課

# 〔 目 次 〕

I	本補助金事業について .....	3
	1. 事業の目的 .....	3
	2. 事業の内容 .....	3
	3. 事業実施主体 .....	3
	4. 補助対象者 .....	3
	5. 事業の要件 .....	3
	6. 補助対象事業及び補助対象経費 .....	3～4
	7. 補助率等 .....	4
	8. 申請手続きの概要 .....	4～5
	9. 補助事業期間 .....	6
	10. 補助事業者の義務 .....	6～7
	11. 財産の帰属 .....	7
	12. その他 .....	7
II	受付先及び問い合わせ先 .....	7

## 1. 事業の目的

本事業は、商品開発力、販売力、経営力に優れた食料品・飲料製造事業者の持つ力を、地域の1次産業から3次産業まで波及させることで、地域経済循環拡大の先導的モデルの創出を図ることを目的としています。

## 2. 事業の内容

食料品・飲料製造事業者が、1～3次産業事業者と連携して、域外外貨の獲得、県内製造の拡大、県産原材料使用の拡大を図る取り組みを支援します。

## 3. 事業実施主体（事業実施計画を作成する者）

島根県内に主たる事業所又は工場を有する食料品・飲料製造事業者とします。

## 4. 補助対象者

事業実施主体及び事業実施主体と連携して事業に取り組む、島根県内に主たる事業所若しくは工場を有する以下の者を対象とします。

- ・農林漁業者、中小企業者、特定非営利活動法人、事業協同組合、企業組合、有限責任事業組合、公益・一般社団法人
- ・その他知事が認める者又は団体

## 5. 事業の要件

### ●「ネットワーク」を構築して、取り組む事業であること

食料品・飲料製造事業者が、1～3次産業事業者と連携してネットワークを構築し、生産・加工・販売等を一体的に取り組む事業を対象とします。

ネットワークの定義について、食品等製造事業者＋1者以上での取り組みであることとします。

ただし、事業実施主体が3者以上の多様なネットワークから構成される組織の場合は、1組織でもネットワーク要件を満たすものとします。

### ●地域資源を活用したビジネスとして成立する取組みであること

販路開拓、交流人口拡大、地産地消促進等の実需者対策が明確であり、補助事業終了後も継続が見込まれる事業を対象とし、事業実施から5年内の県産原材料の調達増加額が概ね1,000万円以上見込まれることを要件とします。

### ●ハード事業を実施する事業については、新たな雇用創出につながる取組みであること

事業実施から5年内の新たな雇用創出の目標を掲げ、目標の達成に向けて取り組むことを要件とします。

### ●支援機関と連携し、実現性・継続性・発展性のある事業構築を図ること

事業計画の策定や計画的な事業実施の支援を行う、関係地方公共団体、農林漁業支援機関又は中小企業支援機関等の支援機関を定め、連携して取り組む事業を対象とします。

(注) 次の事業については、審査の過程で該当すると判断された場合、採択されません。

- 本事業と国が助成する他の制度（補助金、委託費等）とを併用し、同一の事業内容を実施する場合。ただし、配分や割当の考え方が十分に整理できている場合は除く。
- 公の秩序善良の風俗（公序良俗）に反する事業

## 6. 補助対象事業及び補助対象経費

以下に掲げるものとし、本事業の対象として明確に区分ができ、かつ証拠書類によって事業費が確認できるものとします。

### 【事業内容】

- ・商品開発、技術導入、製造体制の強化に関すること

- ・地域外販路拡大に関すること
- ・県産原材料の1次加工及び県外に委託している加工工程の県内製造に関すること
- ・原材料の県内調達拡大に向けた、生産拡大、新たな産地形成に関すること
- ・飲食業、観光産業、土産品等による地元での外貨獲得に関すること

## 【対象経費】

### 〔ソフト事業〕

報償費(謝金)、旅費、材料費及び消耗品費、印刷費、広報費、委託料(事業費の1/2を上限とする)、発送費、使用料及び借り上げ料、展示会等出展料、分析・検査費、その他知事が必要と認めるもの

### 〔ハード事業〕 ※原則一般競争入札により整備してください。

工事請負費、備品購入費、修繕費、その他知事が必要と認めるもの

(注) 次のいずれかに該当する経費は、補助対象外とします。

- ・現に実施し、又は既に終了させた事業に係る経費
- ・交付決定日よりも前に発注、購入、契約等を実施したもの
- ・人件費
- ・用地の買収や貸借に要する経費
- ・既存施設の取壊し及び撤去に係る経費
- ・食料品及び飲料の製造・流通・販売等のために必要となる施設の建物外における地盤工事等の外構工事(水道管等に近接しており、施設の付帯設備として一体的に整備する給排水設備等は除く)、緑地帯、囲障、駐車場、構内道路の舗装等に係る経費
- ・上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

## 7. 補助率等

〔補助率〕 1 / 2 以内

〔補助上限額〕 1事業あたり10,000千円

〔補助下限額〕 なし

※採択となった場合であっても、予算の都合等により補助申請金額が減額される場合があります。

## 8. 申請手続の概要

### (1) 申請受付先及び問い合わせ先

島根県しまねブランド推進課 食品産業支援第二グループ (P. 7 参照)

### (2) 応募期間

令和3年4月21日(水)～令和3年5月17日(月)

受付時間：9：30～17：00、月～金曜日(祝祭日を除く)

受付最終日の17：00までに必着するよう提出して下さい。

### (3) 提出書類

表1で定める提出書類(P. 5参照)を、郵送、電子メール又は直接持参により申請受付先に提出して下さい。郵送で提出する場合は、封筒に赤字で「強くしなやかな食品産業づくり事業申請書在中」と記入して下さい。

なお、提出書類等の返却は致しません。

### (4) 審査

指摘事項がある場合、支援機関を通じて事業実施主体へ連絡・確認します。

表2で定める審査項目(P. 6参照)に基づき、1次審査(書面審査)を実施します。

1次審査通過者を対象に、外部有識者による最終審査（プレゼンテーション審査）を開催します。

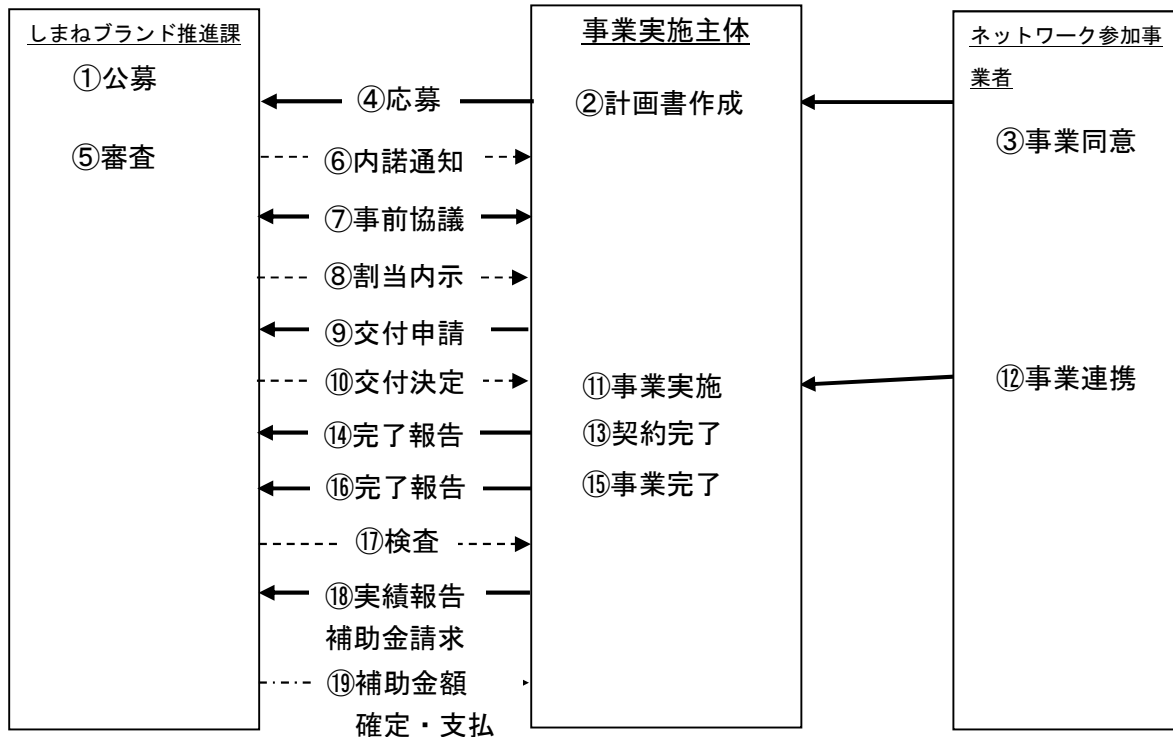
(5) 通知

1次審査及び最終審査後に、支援機関を通じて事業実施主体へ審査結果を通知します。

(6) 公表

事業採択となった場合は、原則として、事業実施主体名・住所（市町村名）、プロジェクト名、ネットワーク参加事業者名、支援機関名、事業内容、補助対象金額、補助金額を公表します。

[事業の流れ]



1：提出書類

提出書類
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業実施計画書（様式第1号の②）</li> <li>・ プロジェクトによる収支目標の内訳</li> <li>・ 事業実施主体の定款（協議会等の場合は規約、構成員名簿）</li> <li>・ 会社案内（企業パンフレット）</li> <li>・ 島根県税の納税等の証明書 ※島根県東部又は西部県民センターが発行するもの</li> <li>・ 直近2期の決算報告書（個人の場合は青色申告決算書等） ※これらの書類がない設立後2年未満の事業者は、事業計画書及び収支予算書を提出</li> <li>・ ネットワーク事業者等の同意書（様式任意）</li> <li>・ 暴力団等排除に関する誓約書（様式第13号）</li> <li>・ 見積書等の積算根拠資料</li> <li>・ その他知事が必要と認める書類</li> </ul> <p><b>【ハード事業の場合は次の書類も提出】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施位置図、現況写真</li> <li>・ 整備する機器等のカタログ・仕様書・規模決定根拠（様式自由）</li> </ul>

**【提出部数】 1部**

郵送、電子メール又は直接持参により提出してください。

なお、電子メールでファイルを送信した際は、必ず送信確認を電話にて行ってください。

**【注意事項】**

- ・用紙サイズはA4規格で統一するようにしてください。
- ・電子ファイルは「ワード」又は「エクセル」により作成してください。

表2：審査項目

審 査 項 目
<p>①実施体制 事業実施に必要な人員・組織体制となっているか 支援機関による支援体制が整っているか</p> <p>②経営状況 財務状況、補助裏財源の確保</p> <p>③多様な連携構築 ネットワーク構成機関の役割が明確で、相乗効果が見込まれるか 事業実施主体を含めた2者以上のネットワークを構築しているか</p> <p>④ビジネスモデル、継続・発展性 ビジネスモデルとして、事業の実現性、継続・発展が見込まれる内容及び体制か</p> <p>⑤先駆性 独自の工夫、要素があり先駆性があるか</p> <p>⑥費用対効果 事業内容に対する経費が適切か</p> <p>⑦地域経済への貢献度 本取組により地域経済循環拡大への貢献が認められるか</p> <p>⑧スケジュール 効率的に各業務が運営される計画となっているか</p> <p>⑨雇用の創出（ハード事業対象） 整備事業（ハード事業）を行う場合は、新たな雇用の創出につながる内容か</p> <p>⑩県産原材料の調達 事業実施から5カ年以内に、概ね1,000万円以上の調達額増加が見込まれるか</p>

## 9. 補助事業期間

補助事業期間は、原則として交付決定日から令和4年3月31日までの間となります。  
交付決定日より前に行った事業は、補助対象となりませんので注意してください。

## 10. 補助事業者の義務

- (1) 交付申請に当たっては、消費税及び地方消費税等相当額を補助対象経費から除外して申請してください。
- (2) 交付決定を受けた後、補助事業の内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止若しくは廃止する場合は、事前に承認を得なければなりません。
- (3) 事業終了後は、速やかに実績報告書を提出してください。補助対象物件や帳簿類の確認ができない場合は、当該物件等に係る経費は補助対象外となります。
- (3) 補助事業の完了した日の属する年度の終了後5年間、毎年度、事業の達成状況を報告するとともに、補助事業に係る調査に協力をしなければなりません。
- (5) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年

度の翌年度から起算して5年間保存しなければなりません。

### **1 1. 財産の帰属**

補助事業を実施することにより産業財産権等が発生した場合は、その権利は補助事業者に帰属します。ただし、補助事業者とネットワーク構成機関との関係においては、両者間の契約に従うものとします。

### **1 2. その他**

- (1) 補助金は、事業が完了し補助金額が確定した後、補助金交付請求書の提出を受けて支払います。
- (2) 補助事業の進捗状況確認のため、県が実地検査に入ることがあります。
- (3) 補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」ならびに「補助金等交付規則（昭和32年5月31日島根県規則第32号）」等に違反する行為等（例：虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。

## **II 受付先及び問い合わせ先**

島根県しまねブランド推進課 食品産業支援第二グループ  
〒690-8501 島根県松江市殿町1番地  
電話：0852-22-6398 FAX：0852-22-6859  
E-mail：tenjikai1@pref.shimane.lg.jp